

⑱認知症カフェ（オレンジカフェ）…認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の方やその家族、地域の方や専門職が集い、交流や情報交換を行っています。地域での認知症の理解や認知症の方の社会参加も目的としています。



⑳認知症初期集中支援チーム…介護や医療の専門家チームが、認知症の方や認知症が疑われる方の自宅を訪問し、ご本人や家族支援を初期の段階から行い、適切な機関へ引き継ぎます。

㉑サービス付き高齢者専用住宅…職員が常駐しており安否確認や生活相談を受けることができる住宅です。状態や希望に応じて、食事の提供や日常生活の支援を受けることもできます。介護保険サービスの利用も可能です。



㉒養護老人ホーム…身の周りの事はある程度自立しており、家庭の事情や経済的に生活する場所がない人が対象となる施設です。入所者は市で決定し利用料は本人の収入に応じて負担金を納めて頂くこととなります。



㉓日常生活自立支援事業…判断能力の低下が見られる方に生活支援員が訪問して、福祉サービスを利用する手続きや日常生活費の管理のお手伝いをします。



㉔成年後見制度…認知症等の障害によって判断能力が十分ではない方について、家庭裁判所に申し立てを行い、本人を援助する者（成年後見人）を選任して法的な権限を与え、本人の代わりに法律行為を行うことができるようにする制度です。制度の説明や申し立てについての支援は、長寿あんしん課包括支援グループでも行っています。



番号はケアパスの番号に対応しています。

6. その他の支援やサービスについて

①老人福祉センター…高齢者自身の健康の増進、教養の向上及び高齢者間の交流を図ることを目的として将棋、カラオケ、踊りや書道などのサークル活動などを実施しています。



②一般介護予防…高齢者やその家族、またその支援の為に活動として運動教室や介護予防教室、認知症予防教室を開催しています。

③介護予防・生活支援サービス…基本チェックリストを実施し、生活状況が低下した方を対象とします。訪問介護相当サービス、通所介護相当サービスを受けることができます。また、専門職による運動や口腔、栄養の機能向上を目指した短期間の通所サービスや口腔、栄養に関する訪問サービスを行います。



④シルバー人材センター…臨時的かつ短期的で簡単な就労を提供し、社会参加や生きがいづくりを行っています。

⑤民間配食サービス…調理の困難な高齢者宅に昼食を配達するとともに、安否の確認を行います。料金は事業所によって異なり、夕食の配達をしている所もあります。



⑩SOSネットワーク…高齢者の行方がわからなくなった際、関係機関と連絡、協力することで、すみやかに発見し保護する為のネットワークです。行方がわからなくなった場合には、最寄りの警察署や介護事業所、ケアマネジャー等に連絡して下さい。



⑩認知症の方を支える家族の会（ほっとする会）

認知症の方を介護する中で同じような悩みを抱えた方々の不安や負担が軽減されるように、気軽な雰囲気での交流や情報交換、勉強会等を行っています。

